

○ 保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第四百九十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約（平成十三年金融庁告示第二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>一 保険業法（以下「法」という。）<u>第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）</u></p> <p>二 「略」</p> <p>三 外国通貨（アメリカ合衆国通貨及びオーストラリア通貨を除く。）<u>をもって保険金、返戻金その他給付金（次号において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約</u></p> <p>四 本邦通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約のうち、保険約款に基づき、区分した保険期間ごとに保険料の計算の基礎となる<u>予定利率を保証する保険契約であつて、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類において、法第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約に該当する旨を記載した保険契約（保険約款において、当該保険契約の締結時の法第一百六条第二項の規定</u></p>	<p>一 保険業法<u>第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）</u></p> <p>二 「同上」</p> <p>三 外国通貨をもって保険金、返戻金その他給付金の額を表示する<u>保険契約</u></p> <p>「号を加える。」</p>

に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率を超える利率を最低保証している保険契約を除く。）

備考 表中の「」の記載は注記である。

#### 附 則

この告示による改正後の保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第四百九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約第三号の規定は、令和四年四月一日以後に締結する保険契約について適用し、同年三月三十一日以前に締結した保険契約については、なお従前の例による。